

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
がと日
が休き
の翌日
當たる)

に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 状 の 種 類 番 号 氏 名 本籍地

高等学校教諭二級普通免許状 昭四〇高二普第一号 濱崎 良子 鳥取県

◇ 告 示 教育職員の免許状の授与

健康保険法による保険医療機関の指定

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

鳥取県森林審議会規程の廃止

道路の位置の指定

告 示

鳥取告示第四百七十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定

名 称 所 在 地 診 療 科

皆生病院

精神・神経科

開設者氏名

近藤 務

指 定 年 月 日

採用点数表

フクミツ医院

産婦人科

福光 智司

乙表点数表

中路歯科医院

歯科

谷口 光世

八日

松本"

"

松本 治男

一日

竹田内科医院

内科、小児科、放射線科

竹田 明

十一日

鳥取県職員歯科診療所

"

米子市西福原

乙表点数表

西田内科

胃腸科、循環器科、呼吸器科、放射線科

西田 龍之介

十三日

川本"

上井町一丁目 呼吸器科、消化器科、循環器科、放射線科

川本 悅夫

乙表点数表

鳥取県告示第四百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域

実 施 場 所

所

十月	十四日	大栄町	比山"
	十五日	東伯町	平和"
	十六日	倉吉市	服部、大立、下米積"
	十八日	福光、不入岡、服部開拓"	
	十九日	大河内、森、北谷農協"	
	二十日	中田、古川、広瀬"	
	二十一日	小鴨農協、大宮、福守"	
	二十二日	国府、国分寺、大沢"	
	二十三日	津原、灘手、上神"	
	二十五日	北谷農協"	
	二十六日	赤崎町	金屋、高岡"
	二十七日	上中村、太一垣、出上検診場	
	二十八日	八幡、向原"	
	二十九日	江府町	福永、山田"
	三十日	東伯町	中尾、上伊勢、金屋"
	二十四日	江府町	吉原、大河原"
	二十九日	下蚊屋、宮市"	
	三十日	江府町	江尾、久連"
	二十七日	溝口町	保野、州河崎、美用、小原"
	二十八日	大阪、富江、柄原"	
	二十九日	ピロプラズマ病検査及びだに駆除	
	三十日	江府町	
	一日	日南町	折渡、粟谷検診場
	二日	実施区域	
	三日	実施期日	

十月	十四日	大栄町	比山"
	十五日	東伯町	平和"
	十六日	倉吉市	服部、大立、下米積"
	十八日	福光、不入岡、服部開拓"	
	十九日	大河内、森、北谷農協"	
	二十日	中田、古川、広瀬"	
	二十一日	小鴨農協、大宮、福守"	
	二十二日	国府、国分寺、大沢"	
	二十三日	津原、灘手、上神"	
	二十五日	北谷農協"	
	二十六日	赤崎町	金屋、高岡"
	二十七日	上中村、太一垣、出上検診場	
	二十八日	八幡、向原"	
	二十九日	江府町	福永、山田"
	三十日	東伯町	中尾、上伊勢、金屋"
	二十四日	江府町	吉原、大河原"
	二十九日	下蚊屋、宮市"	
	三十日	江府町	江尾、久連"
	二十七日	溝口町	保野、州河崎、美用、小原"
	二十八日	大阪、富江、柄原"	
	二十九日	ピロプラズマ病検査及びだに駆除	
	三十日	江府町	
	一日	日南町	折渡、粟谷検診場
	二日	実施区域	
	三日	実施期日	

二日	萩山、滑 "
四日	大菅、大原 "
五日	下花口、神戸上 "
六日	豊坂、白谷 "
七日	大河原 "
八日	倉吉市
九日	関金町
十一日	"
十二日	三朝町
十三日	"
十四日	八東町
十五日	河原町
十六日	船岡町
十三日	河原町
十四日	日南町
十六日	河原町
二十日	河原町
二十五日	船岡家畜市場
二十七日	新山 "
"	茶屋、代木谷 "
"	折渡、下花口 "
"	福万来 "
"	神戸上、鉄穴内 "
"	上坂、白谷 "
二十九日	笠木 "

鳥取県告示第四百八十九号

鳥取県森林審議会規程（昭和二十六年九月鳥取県告示第四百二十一号）は、廃止する。

昭和四十年九月二十四日

鳥取縣知事
石
破
二
郎

鳥取県告示第四百八十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年九月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年九月二十四日

申請人の住所及び

申 請人の住所及び
名び 道路の位置の指定場所
道 路の幅員及

鳥取市岩倉字上樋掛
四五〇番三の一部

番地（地先水路の一部を含む。） 幅員四メ

中島 広蔵 岩美郡国府町大字奥谷字豆田（也先水洛の一部を含む。）の一部